

○国土交通省告示第三百四十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(運賃及び料金の精算)</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由（<u>回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く。</u>）により運賃又は料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(運賃及び料金の精算)</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百四十九号

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第七号）の施行に伴い、自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示（平成十四年国土交通省告示第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示（平成十四年国土交通省告示第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分~~を~~これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任保険契約等の補償限度額)</p> <p>第二条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第四条第一号イの告示で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>(随伴用自動車の表示事項等の表示方法等)</p> <p>第三条 規則<u>第八条第一項各号に掲げる表示事項の表示方法及び表示箇所は、別表の例によるものとする。</u></p> <p>2 規則<u>第八条第二項に規定する表示板は、別表の例により装着するものとする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>注(1) 規則第8条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行つた都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(損害賠償責任保険契約等の補償限度額)</p> <p>第二条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三条第一号イの告示で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>(随伴用自動車の表示事項等の表示方法等)</p> <p>第三条 規則<u>第七条第一項各号に掲げる表示事項の表示方法及び表示箇所は、別表の例によるものとする。</u></p> <p>2 規則<u>第七条第二項に規定する表示板は、別表の例により装着するものとする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>注(1) 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行つた都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>